

受付番号:
APP 番号:

【注意】申請に当たっては、外務省ホームページ掲載情報も必ずご確認ください

様式)

アジア太平洋経済協力 (APEC) 商用渡航カード (ABTC) 交付申請書

申請書記入日 20××年 ×月 ×日

忘れずにご記入ください。

外務大臣 殿

この申請書の記載は事実に相違なく、アジア太平洋経済協力に関する商用渡航カードに関する省令第3条第1項（同令第8条及び第12条第2項において準用する場合を含む）の規定によりABTCを交付するための事務に際して、申請者の旅券情報が参照区域行政府の審査に記載情報が使用されることに同意します。

- ・黒枠からはみ出さない。
- ・パスポートと同じ署名をする。

・ABTCに転写する署名は黒枠内にあるもののみとなります。

・申請書を両面印刷する場合、裏面となる申請書2枚目の上段部分を濃すぎる文字で記入すると、ABTCに黒枠内の署名を転写する際に裏面の文字も写り込みますので、ご注意ください。

申請者署名欄

外務 一郎


(注) 御記入いただいた御署名をABTCに印刷しますので、枠からはみ出さず、はっきりと御記入ください。また、入国審査時のトラブルを避けるため、旅券と同じ御署名をお願いします。

鮮明な旅券サイズの写真（2枚）。

しっかりと糊付けしてください。

2枚目は申請書余白（2枚目の右側）に貼付してください。

1 身分事項/Applicant Information

姓 (Surname)	(フリガナ) ガイム	
	(漢字) 外務	
	(ローマ字) GAIMU	
名 (Given name)	(フリガナ) イチロウ	
	(漢字) 一郎	
	(ローマ字) ICHIRO	
性別(Sex): <input checked="" type="radio"/> 男(Male) / <input type="radio"/> 女(Female)	生年月日(Date of birth): △△△△年 ○○月 ××日 (year) (month) (day)	出生地(Place of Birth) (例: 日本/Japan) 日本/Japan
自宅住所: 〒100-00△△ 東京都○○○○区○○○○ △-△△-△		
Address: △-△△-△, ○○○○, ○○○○, TOKYO		
電話番号(Phone No.): 03-0000-0000	FAX 番号(Fax No.): 03-△△△△-△△△△	
E-mail: ○○○.△△△@△△△△.△△.jp		

出生国名をご記入ください。

2 旅券・ABTC 情報/Passport/ABTC Information

ABTC は原則として5年間有効ですが、ABTC 発行の時点で旅券の残存有効期間が5年未満の場合、発行される ABTC の有効期限は旅券の有効期限と同一となりますので、旅券残存有効期間の短い方はあらかじめご承知おき願います。

* 詳細は、申請書類「ウ. 旅券写し」を参照ください。なお、旅券更新手続きについては、各都道府県の旅券事務所にお問い合わせください。

旅券 (Passport)	(1)番号(Passport No.): TH 1 2 3 4 5 6 7
	(2)発行年月日(Date of Issue): 〇〇〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日 (year) (month) (day)
	番号が分かる場合、その番号を記入してください。 年 △△ 月 △△ 日 (year) (month) (day)
ABTC	現在、ABTC を所持していますか。又は、過去、所持していたことがありますか。 <input checked="" type="radio"/> はい (Document No. 12345678) / いいえ

3 所属機関/Business Details

勤務先名称 (* 1): (株) 日本〇〇△△工業株式会社	
Name of Company/Organization/Employer: Nippon 〇〇△△ Industries Co., Ltd.	
代表者名: 外務 二郎	Name of Representative: JIRO GAIMU
所属経済団体 (所属している場合、○で囲んでください) 日本経済団体連合会 <input checked="" type="radio"/> 日本商工会議所 (〇〇〇〇 商工会議所) 経済同友会 関西経済連合会	会員番号: (ある場合必ず記入してください。*2) 〇〇〇〇〇〇〇〇
勤務先住所: 〒 1 0 0 - △ △ 〇 〇 東京都△△△△区△△△△ 〇 - 〇 〇 - 〇	
Business Address: 〇 - 〇 〇 - 〇, △ △ △ △, △ △ △ △, TOKYO	
電話番号 (申請人又は本申請の窓口担当): 0 3 - △ △ △ △ - 〇 〇 〇 〇	FAX 番号: 0 3 - △ △ △ △
E-mail (申請人又は本申請の窓口担当): △ △ △ . 〇 〇 @ △ △ △ . △ △ . j p	ホームページ/HP: http://〇〇〇〇/〇〇/〇〇
申請者役職: 営業部長	Applicant's Position: Sales Department Manager
業種(Type of Business) (該当するものをすべて記入してください。申請者本人の役職をご記入ください。(英語表記もご記入ください。)) 1. 製造(Manufacturing) 2. 卸(Wholesale Trade) 3. 小売(Retail Trade) 4. 建設(Construction) 5. 金融・保険(Finance & Insurance) 6. 通信等(Communication and Services) 7. 運輸等(Transport and Storage) 8. 宿泊・飲食サービス業(Accommodation, Cafes and Restaurants) 9. 農業・林業・漁業(Agriculture, Forestry and Fishing) 10. 鉱業(Mining) 11. 生活・娯楽関連サービス業(Cultural and Recreational Services) 12. 教育業(Education) 13. 電気・ガス・水道業(Electricity, Gas and Water Supply) 14. 医療・福祉サービス業(Health and Community Services) 15. 不動産・ビジネスサービス業(Property and Business Services) 16. その他(Other) ()	

* 1 勤務先は申請人が経営する又は雇用関係にある所属機関 (在職 (在籍) 証明書等を発行する機関) の内容を記入してください。

* 2 会員番号がない場合には、別途、所属が証明できる資料の追加提出をお願いする場合があります

4 渡航目的/Purpose of visit

(記載例：ABTC 使用による渡航目的(プロジェクト等)について記載して下さい。)
当社は〇〇関係の輸出入に関する業務を行っており、今後、△△に関するプロジェクト関連で現地関係者との商談、市場調査を行うため、□□、××(想定される国・地域がある場合はこれを記載)に、今後、頻繁に渡航することが想定されるため。

5 申請要件/Requirement

犯罪歴がない場合でも、必ず「いいえ」に〇印をしてください。

過去に罪を犯し、日本国法令により有罪の判決を受けたことがありますか。
はい(犯罪の内容：) / いいえ

貿易又は海外投資を行った実績について

* 貿易又は海外投資の事実を把握するためのものであり、金額
下記(1)及び(2)の他、過去1年間における貿易又は海外
れば、括弧内に記載してください。

経団連等の経済団体に所属しているなど、「申請書類の免除」に該当する方は記入の必要はありません。

それ以外の方は必ずご記入ください。
※申請書類「3. 申請書類の免除」参照

(1) 過去1年間又は直近の決算期に行った貿易の売上(又は仕入)額の総額
(Total sales amount of trade (past year/most recent accounting term))

輸入： 円(yen) 輸出： 円(yen) 総計： 円(yen)
(Import) (Export) (Total)

この統計の期間 年 月 日 ~ 年 月 日
(Period) (year) (month) (day)
(「直近の決算期」の額を記入する場合、統計の期間は)

経団連等の経済団体に所属しているなど、「申請書類の免除」に該当する方は記入の必要はありません。

それ以外の方は必ずご記入ください。
※申請書類「3. 申請書類の免除」参照

(2) 過去1年間又は直近の決算期に行った海外投
(Total amount of capital investment (past year/mo

円(yen)

この統計の期間 年 月 日 ~ 年 月 日
(Period) (year) (month) (day) (year) (month) (day)
(「直近の決算期」の額を記入する場合、統計の期間は決算期の期間を示す)

その他過去1年間における貿易又は海外投資を行った実績

優先的に事前審査を希望する国及び地域

(早期審査をご希望の場合5つまで、○で囲んでください。*3)

オーストラリア、 ブルネイ、チリ、中国、
インドネシア、韓国、マレーシア、メキシコ、 ニュージ
ペルー、フィリピン、ロシア、 シンガポール、タイ、ベトナム

特にご記入がない場合は、「優先的に事前審査を希望する国・地域なし」として処理を進めさせていただきます。

※ご希望は5つまでです。5つの早期審査が完了しても、その時点で発行されるものではありません。中途発行をご希望の場合は、別途その旨御連絡願います。

*3 選択した国・地域政府当局に対し、審査をできるだけ迅速に行うよう要請します。6つ以上の国・地域にチェックを入れた場合、上記オーストラリアから数えて5つの国・地域についてのみ早期審査を要請します。早期審査が完了しても、その時点で自動的にABTCが発行されるものではありません。中途発行の依頼方法については、外務省ホームページに記載しています。(詳しくは <https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/apec/btc/oshirase.html#section1> をご確認ください。)